

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル インドネシア編

2018年3月

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課
シンガポール事務所 知的財産部

第5節 著作権

現在施行されている著作権法は、2014年著作権に関する法律第28号であって、2014年10月16日に施行された。主な改正点は以下のとおりである。

- 1) 著作権侵害を販売する商業施設管理者の責任を導入。(第10条)
- 2) 一部例外を除き保護期間が著作者の死後50年から70年に延長。写真、映画については50年。法人著作物は最初の公開から50年。(第58条、第59条)
- 3) 著作権管理団体の導入(第87条)
- 4) 著作権侵害サイトのブロックが可能(第55条)
- 5) 侵害が親告罪に変更。(第120条)

著作権登録出願に当たっては、以下の書類を著作権産業意匠局に提出する。いずれの書類もインドネシア語で記載すること。

- 1) 願書
記載事項
 - (a) 出願年月日
 - (b) 出願人の氏名、住所
 - (c) 代理人の氏名、住所(代理人を通して出願する場合。)
- 2) 著作物見本
- 3) 委任状(代理人を通して出願する場合。)

著作権登録の件数は、2016年に5,894件、2017年に6,545件であった。

著作権の登録は、権利行使に当たり必ずしも必要とはされていないが、他人と衝突した場合に、著作権登録を先にした者に権利があるとした判決例が存在する。(添付資料 清涼飲料トレードドレス冒用問題 参照)

また、著作権登録に関する料金は添付資料のとおりである。

第6節 営業秘密

2000年営業秘密に関する法律第30号が2000年12月20日より施行されている。その概要は以下のとおりである。

- ・ 保護の対象は、経済的に価値のある情報で、秘密として保管されているもの。
- ・ 権利発生に登録は不要。ただし、ライセンス契約は登録が義務付けられる。
- ・ 違反に対する罰則は、最高懲役2年、罰金3億ルピア。

営業秘密登録の出願には特段様式が定められていない。ここで登録すべきなのは営業秘密の内容ではなく、営業秘密保持契約であって、契約書を知的財産総局に提出することで登録が受けられる。2016年、2017年営業秘密登録の実績はない。

契約書登記によっても営業秘密に関して第三者に対抗することは可能であるが、刑事責任を問うことは難しい。

なお、競業禁止義務を課すことは憲法や労働法の趣旨に違反する可能性がある。

憲法

第27条

全ての人及び市民は、勤労し、人間的な生計を稼ぎ、雇用においては公正で適正な給与及び公正な扱いを受け、能力と技能に従って雇用され、雇用先を自由に選び、公平な雇用条件で雇用される権利を有する。(勤労の人権)

営業秘密登録に関する料金は添付資料のとおりである。

第7節 集積回路配置

2000年集積回路配置設計に関する法律第32号が2000年12月20日より施行されている。

その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録要件は、新規性のみ。
- ・ 保護期間は最初の商業使用日又は出願日の内の早い方から起算して10年間。
- ・ 最初の商業使用より2年間の新規性は喪失されない。
- ・ 実体審査を経ず登録される。
- ・ 第三者は知的財産総局又は裁判所に異議を申し立てることができる。
- ・ 侵害者には最高懲役3年、罰金3億ルピアが科せられる。

集積回路配置登録出願に当たっては、以下の書類を特許集積回路配置設計営業秘密局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語で記載すること。

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 設計者の氏名、住所
- (c) 出願人の氏名、住所
- (d) 代理人の氏名、住所（代理人を通して出願する場合）
- (e) 最初の商業的使用の日付（出願前にすでに使用されている場合）

2) 集積回路配置設計図面のコピー又は写真及び説明

3) 委任状（代理人を通して出願する場合）

4) 宣言書

5) 最初の商業的使用日に関する証明書（出願前に使用されている場合）

集積回路配置出願登録件数は不明である。

集積回路配置登録出願にかかる費用は添付資料のとおりであって、別途登録料の支払いは不要である。

第8節 植物新品種

インドネシアにおける植物新品種の保護は、植物品種保護法（2000年法律第29号、2000年12月20日施行）により可能となっている。植物品種保護行政は、農業省植物品種保護センター（Pusat Perlindungan Varietas Tanaman dan Perizinan Pertanian, Kementerian Pertanian, Jl. Harsono RM. No. 3, Ragunan - Jakarta 12550, Indonesia）が担当している。

表一15 に示すように、2006年の受付開始から2017年までに1,278件の申請が受け付けられている。

表一15 植物品種登録出願件数

出願年	出願件数
2006	11
2007	29
2008	59
2009	236
2010	280
2011	133
2012	70
2013	113
2014	116
2015	73
2016	85
2017	73

合計	1,278
----	-------

(出所：植物品種保護センターウェブサイト情報から算出)

出願に当たっては次の書類を提出しなければならない。

- 1) 願書
- 2) 明細書
- 3) 明細書で引用された写真
- 4) 料金支払
- 5) 開発者に対する辞令又は発注書の写し（申請人が開発者と異なるとき）
- 6) 譲渡書（申請人が譲受人であるとき）
- 7) 委任状（申請が代理人を通して行われるとき）
- 8) 相続証明書（申請が相続人による行われるとき）
- 9) 関係機関による安全証明書（遺伝子工学によって開発された品種であるとき等）
- 10) 元の品種の所有者との契約書（派生品種の場合）
- 11) 優先権証明書（優先権を用いる場合）
- 12) 他国での審査結果

出願料金は添付資料のとおりである。

第9節 不正競争防止

インドネシアには日本の不正競争防止法に相当する法律がない。1999年法律第5号独占行為と不公正な事業競争の防止に関する法律は、実質的に独占を禁止する条項しかなく、日本の不正競争防止法に相当する規定がない。

したがって、現在ある法律の枠組みの中では、商標権、意匠権の登録に基づいて権利行使をしていくか、あるいは代替的に刑法、民法、消費者保護法を利用して対抗していく方法が考えられるが、あまり一般的ではない。

なお、営業秘密はインドネシアでは営業秘密法という法律によって保護される。この法律は特許等と同様に営業秘密を登録によって保護しようとするものである。登録業務は特許集積回路配置設計営業秘密局が担当している。

<刑法>

刑法第382条の2は、不正な方法によって公衆を錯誤させることにより事業の利益を得ようとする行為を禁じる規定である。外観、形態の模倣品については、本条がもっとも適用しやすいと思われる。

また、刑法第380条は、自己の商品に虚偽の名前や標章を付して、あたかもその商品の出所がその名前や印の所有者であるかのように公衆を欺く行為を禁じている。刑法第393条は、商品又は包装に、虚偽又は他人のものと類似する名前、社名、標章を付した商品を国内に持ち込む行為を禁じている。

ただし、これらの規定による罰金は最高でも13,500ルピア（約100円程度）と非常に軽いため、実際に適用できたとしても効果が希釈化する可能性がある。

<民法>

民法第1365条は「他人に損害を生じさせる不法行為は、すべて、その損害を生じさせた

行為を行った者に、その損害を補償すべき義務を負わせる」と規定している。

<消費者保護法>

模倣品の品質が劣悪である等、品質表示が実際と異なる場合は、消費者保護法第8条に触れ、模倣品業者は罰せられる。

また模倣品が破損していたり、欠陥があったりするような場合は、破損品、欠陥品の販売を禁じている消費者保護法第8条第3項によって、このような模倣品を販売した模倣品業者は罰せられる。

コラム：＜真正の権利者であっても実質的侵害者に対抗できないことがある。＞

インドネシアにおける知的財産の侵害を考える際に注意しておかなければならないのは、侵害には実質的と形式的の二つの側面があるということである。例えば、ある日本企業 A が商標 X の所有者であるとする。日本企業 A がインドネシアで商標出願する前に、A と無関係のインドネシア企業 B が商標 X を先に出願し、登録を得たとすると、形式的には B が商標権者であって、後からインドネシアに進出して商標 X を使用する日本企業 A は形式的に侵害者ということになる。インドネシアでは意匠、商標の先使用权は認められないので、A が実質的な権利者であっても、形式的に B が権利を取得している以上、A は商標や意匠の使用をすることはできない。A が日本で先に使用し始めたとか、先に日本で登録したというだけで、インドネシアで権利を登録できていなければ形式的（すなわち登録上の）権利者である B に対して商標権や意匠権を行使することができない。形式的権利者になるための方法は第 1 章に述べられている。

これ以外に相手方が形式的な権利者になってしまう状況としては、以下のような状況が考えられる。

- 1) B が A の商標 X とは類似していない商標 X' を登録する。しかしその後 B は商標 X' を商標 X と類似する表現で使用すること。このような場合 B が商標 X と類似する商標を使用することは、自分の商標 X' を使用したものであるとの主張が通り、B は A の商標 X を侵害していないと主張される状況。
- 2) B が A の商標 X と類似する商標を商標 X の指定商品（例えば菓子類）とは非類似の商品を指定して登録を受ける。その非類似の商品とは、例えば包装箱、カップのように、商品本体ではなく商品の販売に当たり商品に付属する物である。B が商標 X を付した包装箱やカップに入った菓子類を販売することは、B の商標の使用にすぎず、A の商標 X を侵害していないと主張される状況。

これらの状況を打破するにはいずれも相手方 B の商標権を取消すより方法がない。

第10節 ドメイン名の保護

.id, .co.id等のドメイン名は <https://www.jakhoster.com/>等の業者を通して Indonesian Internet Domain Name Registry (PANDI)が登録する。(住所: Icon Business Park Unit L1-L2 BSD City, Tangerang 15345. Indonesia, tel : +62-21-30055777, URL : <https://pandi.id/>, info@pandi.id, helpdesk@pandi.id)

PANDIは2006年12月29日インドネシアのインターネット業者組合によって組織され、2007年6月29日に情報通信省によりインドネシアのドメイン登録機関に認定された (No. BA-343/DJAT/MKOMINFO/6/2007)。ドメインが不正に登録されてしまった場合はPANDIが相談を受け付ける。

各ドメインの登録に当たり必要な書類は以下のとおりである。

.id	特になし
.ac.id	<ul style="list-style-type: none">・責任者の身分証明書・教育文化省登録証・定款
.sch.id	<ul style="list-style-type: none">・責任者の身分証明書・学校長による申請書
.co.id	<ul style="list-style-type: none">・責任者の身分証明書・会社定款・商標権の証明書 (もしあれば)
.web.id	<ul style="list-style-type: none">・責任者の身分証明書
.or.id	<ul style="list-style-type: none">・責任者の身分証明書・組織の定款

.my.id	・ 責任者の身分証明書
.biz.id	・ 責任者の身分証明書 ・ 納税番号登録書

添付資料 7 : 著作権登録出願料金表

項目		単位	金額 (ルピア)
著作権登録出願			
a. 中小企業			
	1) オンライン出願	出願	200,000
	2) マニュアル出願	出願	250,000
b. 一般			
	1) オンライン出願	出願	400,000
	2) マニュアル出願	出願	500,000
コンピュータープログラムの著作物登録出願			
a. 中小企業			
	1) オンライン出願	出願	300,000
	2) マニュアル出願	出願	350,000
b. 一般			
	1) オンライン出願	出願	600,000
	2) マニュアル出願	出願	700,000
著作権登録の譲渡登録申請		登録番号	150,000
著作権者氏名住所変更届		登録番号	100,000
著作権登録原簿抄録申請		登録番号	100,000
著作登録証謄本申請		登録番号	100,000
著作権実施権の登録		登録番号	100,000
登録著作物の庁証明		出願	100,000
著作権登録データ修正申請		出願	100,000

著作権登録証誤記修正（出願人による誤記）	登録番号	100,000
----------------------	------	---------

添付資料 8 : 営業秘密料金表

項目	単位	金額 (ルピア)
営業秘密譲渡登録		
a. 小企業	出願	200,000
b. 一般	出願	400,000
営業秘密ライセンス契約登録		
a. 小企業	出願	150,000
b. 一般	出願	250,000

添付資料 9 : 集積回路配置登録出願料金表

項目	単位	金額 (ルピア)
集積回路配置登録出願		
a. 中小企業	出願	400,000
b. 一般	出願	700,000
集積回路配置登録原簿抄本申請	出願	200,000
集積回路配置登録証謄本申請		
a. 中小企業	出願	100,000
b. 一般	出願	200,000
集積回路配置権譲渡登録申請		
a. 中小企業	出願	250,000
b. 一般	出願	500,000
集積回路配置登録実施権登録申請		
a. 中小企業	出願	150,000
b. 一般	出願	250,000
集積回路配置登録名義人の氏名・住所変更届		
a. 中小企業	出願	150,000
b. 一般	出願	250,000
集積回路配置登録取消申請		
a. 中小企業	出願	0
b. 一般	出願	200,000

添付資料 10：植物品種登録料金表

項目	単位	金額（ルピア）
植物品種登録出願		
a. インドネシア人・政府研究機関・国内の大学	品種	150,000
b. 外国人・非政府研究機関及び企業	品種	250,000
植物品種登録変更／修正	品種	200,000
植物品種権譲渡登録	品種	250,000
植物品種権ライセンス契約登録申請	ライセンス	1,500,000
強制実施権	ライセンス	1,500,000
年金		
a. インドネシア人・政府研究機関・国内の大学	品種	750,000
b. 外国人・非政府研究機関及び企業	品種	1,500,000
植物品種登録原簿抄録	抄録	100,000
植物品種登録証明謄本	証明書	100,000
植物品種登録書類謄本	頁	5,000
優先権証明書申請	証明書	500,000
審判請求	品種	3,000,000
代理人登録	人	5,000,000
検査機関での実体審査		
a. 6ヶ月以下の植物	品種	1,750,000
b. 6ヶ月以上の植物	品種	2,250,000
海外実体審査		
a. 書類審査	品種	5,360,000

b. 資料購入	品種	4,500,000
---------	----	-----------

添付資料 17：清涼飲料トレードドレス冒用問題

概要：

インドネシアの食料品店等でよく見かけるサイの図形を容器に使用した清涼飲料水は、広く一般大衆に親しまれていた。この清涼飲料水は元々シンガポールの製薬会社が製造販売していたが、1980 年頃からインドネシアのビジネスパートナーによってインドネシア市場に出回るようになった。シンガポール側はインドネシア市場に進出する当初からパートナーを通じて商標 Cap Kaki Tiga を登録したが、パッケージデザインに使用されたサイの図形は商標登録されなかった。その後インドネシアのパートナーが無断でサイの図形を著作権及び商標登録したことが発覚。シンガポール側はそれらの登録を取消すように商務裁判所に訴えた。シンガポール側は、一旦商務裁判所によって主張を認められたものの、その後最高裁判所で逆転敗訴した。その間、シンガポール側はサイ図形の商標を登録し、一時期両者ともサイ図形商標を所有する形となったが、最終的にインドネシア側が先に著作権登録や商標出願していたで権利が認められ、シンガポール側はサイの図形を使用することができなくなった。



原告商品（左）と被告商品（右）

1. 当事者：

原告（被上告人）：

X1（シンガポール法人）

被告（上告人）：


Y1（インドネシア人）

2. 経緯

1937 年	原告が CAP KAKI TIGA の商標をサイの図形と共に使用し始める。
1960 年 10 月 28 日	原告が日刊紙 Sin Chew Jit Poh にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1978 年 2 月 2 日	原告が被告に対してインドネシアにおける市場開拓のため、CAP KAKI TIGA の商標を使用した清涼飲料の製造、販売、宣伝、頒布に関する許諾を与える。その際、原告は被告に対して商標 Cap Kaki Tiga の商標と著作権登録手続きをするように依頼した。
1986 年 3 月 19 日	原告が日刊紙 Sin Chew Jit Poh にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1991 年頃	被告がサイ図形商標の登録を出願する。 (登録番号 509205, 509206, 509207, 509208, 509209, 509210) 
1998 年 8 月 8 日	原告が日刊紙 Berita Harian にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。

1998 年 12 月 20 日	原告が週刊誌Berita Mingguにサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1998 年 12 月 24 日	原告が新聞Utusan Malaysua にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1999 年 10 月 23 日	<p>原告が Cap Kaki Tiga 商標 32 件の登録出願をする。(後に登録番号 547069 等)</p> 
2003 年 6 月 16 日以前	<p>被告がサイ図形商標 4 件の登録出願をする。(後に登録番号 IDM000010167 等にて登録)</p> 

<p>2003 年 9 月 23 日</p>	<p>原告がサイ図形商標を出願する。(後に登録番号 IDM000199185 にて登録)</p> 
<p>2004 年 3 月～9 月</p>	<p>被告がサイ図形商標 12 件の登録出願をする。(後に登録番号 IDM000050902 等にて登録)</p> 
<p>2004 年 8 月 11 日</p>	<p>著作権 027523 号が被告名義で登録される。</p> 

2005年7月27日	著作権 028036 号が被告名義で登録される。 
2010年4月12日	原告、著作権登録 027523 号、028036 号の取消を訴える。(28/Hak Cipta/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)
2010年4月12日	原告、被告の登録商標の取消を訴える。 (29/Merek/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)
2010年7月12日	商務裁判所、著作権の取消を命じる判決を下す。
2010年7月21日	商務裁判所、商標の取消を命じる判決を下す。
2010年7月28日	被告、著作権取消しに対する不服を最高裁に訴える。(No. 766 K/Pdt. sus/2010)
2010年7月28日	被告、商標取消しに対する不服を最高裁に訴える。(No. 767 K/Pdt. sus/2010)
2010年11月30日	最高裁、商務裁判所の判決を覆し、著作権の登録を認める。
2010年11月30日	最高裁、商務裁判所の判決を覆し、商標の登録を認める。

3. 著作権取消訴訟 (28/Hak Cipta/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)

(1) 原告の主張

- 原告はシンガポールの企業であって、原告の調査研究の成果のひとつが清涼飲料である。

原告の清涼飲料は商標 CAP KAKI TIGA にサイの図形をあしらった容器を使用して販売した。

- 原告は 1937 年から商標 CAP KAKI TIGA にサイの図形を使用してきた。したがって、CAP

KAKI TIGA 商標の清涼飲料の販売において、サイの絵を最初に使用したのは原告である。



- ・また、原告は 1960 年から 1998 年にかけてマレーシア又はシンガポールの新聞広告にサイの画像の商標を掲載した。
- ・著作物の保護はその著作物を最初に社会に向けて公開した者が受けるべきである。
- ・被告の著作権登録 027523 と 028036 を原告の許可を得ずに行ったので、これらは悪意に基づいて出願された。
- ・被告は 1980 年に原告はインドネシア市場に進出するため、CAP KAKI TIGA 商標とサイの図形を使用して清涼飲料を製造し、販売し、宣伝し、頒布するために被告と協力関係にあった。
- ・しかるに被告は悪意に基づき、原告の許可、合意、通知なくサイの図形を以下のように著作権登録したのである。

創作者：Y1

著作権者：Y1

公開の日と場所：1990 年 1 月 12 日 ジャカルタ

登録番号・登録日：028036 2005 年 7 月 27 日

創作者：Y1

著作権者：Y1

公開の日と場所：1990年1月12日 ジャカルタ

登録番号・登録日：027523 2004年8月11日

・この著作権登録は、原告の創作物を明らかに故意に模倣するものであって、悪意を示すものであって、登録を取り消されるべきである。

(2) 被告の反論

- ・被告は 027523 及び 028036 の創作者であり、最初の使用者であり、著作権者である。
- ・著作権登録 027523 号は、サイの図形とアラビア文字のカリグラフィと「サイの清涼飲料」を意味するインドネシア語の文字を組み合わせたもので、磯辺に立つ一角サイの側面を山脈と海を背景に描いたものであって、そのサイの下部に、アラビア文字のカリグラフィと「サイの清涼飲料」を意味するインドネシア語を組み合わせたもので、これらはひとつの総合的な創作であって各部分を分割することはできない。
- ・同様に著作権登録 028036 号は、サイの図形とアラビア文字のカリグラフィと「清涼飲料」を意味するインドネシア語の文字を組み合わせたもので、磯辺に立つ一角サイの側面を山脈と海を背景に描いたものであって、そのサイの下部に、アラビア文字のカリグラフィと「清涼飲料」を意味するインドネシア語を組み合わせたもので、これらはひとつの総合的な創作であって各部分を分割することはできない。
- ・これらの『サイとアラビア文字のカリグラフィに「サイの清涼飲料」の文字』からなる著作物、および『サイとアラビア文字のカリグラフィに「清涼飲料」の文字』からなる著作物は、原告を起源とするものではなく、被告がインドネシアに生息する一角サイからヒントを得て、自然の風景を背景に、アラビア文字と被告の母国語であるインドネシア語で「清涼飲料」又は「サイの清涼飲料」の文字を組み合わせたものである。したがって、原告がこれらの著作物の著作権者である。

- ・したがって、これらの著作物は被告の著作物として保護を受けてしかるべきであり、将来問題になることを防ぐために被告は知的財産総局にて著作権登録をしたのである。

- ・すでに登録証が発行されているのは、被告の著作権がすべての登録要件を満たしているからである。

- ・原告は Cap Kaki Tiga 商標の使用を先に始めたと自ら認めている。Cap Kaki Tiga とサイの図形と一緒に使われるようになったのは、被告の協力があったからである。

- ・もし被告が悪意であるならば、本来原告が創作者ではない商標 Cap Kaki Tiga も被告名義で登録しないだろうか。しかし、被告は原告の利益を損ないたくはないのでそのようなことはしない。

(3) 商務裁判所の判断

- ・サイの図形を最初に使用したのが原告であって、被告は悪意によりそのサイの図形を登録したかどうかについては、原告が提出した新聞広告の証拠により、1937 年から原告がサイのマークを使用していたことを認定し、1978 年 2 月 8 日に原告が被告に対してインドネシアにおける製造、販売及び Cap Kaki Tiga の商標ならび著作権の登録に関する指示書が出されていたことを認定する。そして、被告の著作権登録によれば問題の著作物は 1991 年 11 月 4 日にスマランで、1995 年 2 月 16 日にジャカルタでそれぞれ公開されたとされており、それは原告がサイの図形を使用し始めた時期よりもずっと後である。

- ・したがって、もし被告が原告よりも先にサイの図形を公開したという証拠がなければ、原告が最初にその著作物を創作したと考えざるを得ない。

- ・また、著作権法第 35 条第 4 項には、著作権登録は著作権を取得するための義務ではないと規定されている。

- ・したがって、原告は、著作権法第 1 条第 2 項に規定された「個人又は共同する複数の者であって、着想によって、思考力、想像力、奇智、技量、又は技能に基づいて、特別かつ個性的な形に表現された著作物を創作する者」という著作権者の定義を満たしていないの

で、その著作物の登録を取消せという原告の訴えは容認せざるを得ない。

(4) 最高裁判所の判断

- ・ 被告人はシンガポールですらサイ図形の著作権登録を受けておらず、自身がサイ図形の著作権者であるという証拠が十分でない。
- ・ 被告人は1996年3月1日にインドネシアで原告人と商標 Cap Kaki Tiga を共同出願したにすぎない。
- ・ 原告人の著作物はアラビア文字やインドネシア語の表記と組み合わせられており、被告人の著作物とは異なる。
- ・ サイはインドネシアで数多く図形化されている動物であり、被告人が著作者であると認めるに十分な理由が見当たらない。
- ・ 被告人の主張を認め、商務裁判所の判決を取り消す。

4. 登録商標取消訴訟 (29/Merek/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)

(1) 原告の主張

- ・ 原告はシンガポールで設立された企業であって、その研究開発の成果の一部はサイの図形を伴う商標 Cap Kaki Tiga を使用して販売されている清涼飲料である。
- ・ 1960年、1986年、1998年等の新聞広告に掲載されたように、原告はこの清涼飲料をサイの図形と共に宣伝してきた。
- ・ また、次の写真のように、1937年から現在までサイの図形を使用し続けてきた。



・1980年にインドネシア市場に進出するため、原告はCap Kaki Tiga 商標とサイの図形を使用した清涼飲料の製造、販売、宣伝及び頒布において被告と協力関係にあった。

・その際、被告は原告名義の商標としてサイ図形を含まないCap Kaki Tiga のみを登録した。

・さらにあることか、被告は原告に通知することなく無許可、無承認のままサイの図形を商標登録したのである。

・原告は自分の権利を守るために同様の商標IDM000199185を登録した。

・原告は被告の商標が前記原告商標と少なくとも要部において同一であることに不服である。すなわち、視覚的には、サイの図形が酷似しており、商品も同じ5類に属し、また概念的にも被告のサイ図形は、原告のサイ図形と一体になったCap Kaki Tiga 商標と要部において同一である。

・被告は当初原告名義の清涼飲料の商標としてサイの図形を含まないCap Kaki Tiga のみを登録しておきながら、後に自分名義でサイ図形を商標登録したのは不正行為であって悪意に基づく。

・被告の商標登録は、商標法第6条第1項(b)に規定された著名商標と要部が同一な商標に該当し、取消されるべきである。

・商標法第69条は商標登録取消の請求期間を登録から5年以内と定めているが、インドネシアが1992年に加盟したパリ条約第6条の2第3項には悪意をもって出願された商標の取消には時効がないと規定されている。

・それであるから、被告の商標は悪意に基づいて出願されたものであって、取消されるべきである。

(2) 被告の反論

・そもそも被告のサイ図形の商標は独自に考えたものであって、原告の商標であるCap Kaki Tiga に影響されたものではない。1978年2月8日に原告から被告に与えられたライセンス

は正式であって、原告に対して Cap Kaki Tiga 商標を使用した製品を製造、販売し、Cap Kaki Tiga を商標及び著作権登録事務を行い、Cap Kaki Tiga 商標の製品を保険省に登録するためのものであった。

- ・原告は商標が著名であると主張するが、活発な宣伝活動をしたという証拠や複数国での投資実績、複数国での登録実績に関する証拠を提出していない。

- ・一方被告はサイ図形の商標をインドネシアのみならず、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、ラオス、ニュージーランド、フィリピン、UEA、サウジアラビア、南アフリカ、シンガポールにて出願し、著名商標としての条件を満たすように努力している。

- ・原告は被告が善意でないと主張するが、商標法第 4 条解説に「善意の出願人とは、適格で誠意をもって商標を出願し、他人の著名商標に便乗したり、模倣したり、追随したりすることを意図しない者である。」と記載されていることに基づいて原告の主張を否定する。

- ・原告自ら認めているように、原告は被告に対して商標 Cap Kaki Tiga の使用を許諾した。その契約書では、被告がロゴマークを使用することについて規定しているだけである。そしてそのために被告は原告に対してロイヤルティを支払ってきた。したがって、被告が善意でないという主張は相当でない。

- ・原告の商標は Cap Kaki Tiga であるのに対して、被告の商標はサイの図形であって、明らかに相違しているから、これらが似ているという原告の主張は受け入れられない。

(3) 商務裁判所の判断

- ・原告商標は 1959 年から商標 Cap Kaki Tiga とサイの図形をもって宣伝されてきたと認められ、また原告はシンガポール、中国、台湾、ミャンマー、ベトナム、マレーシア、ブルネイ及びフィリピンで商標登録してきたので、その商標は著名であると認める。したがって、本商標の取消は、登録後期限なく申し立てることができる。

- ・被告は原告から商標のライセンスを受けた後で、サイの図形を自分の名義で商標登録しているが、ライセンスの対象が Cap Kaki Tiga 商標であってサイの図形を含まなかったと

しても、視覚的に商標 Cap Kaki Tiga とサイの図形は一体化して切り離せないものであるから、サイの図形だけを取り出して自分名義で登録したものは、原告のサイの図形と視覚的に似ているし、清涼飲料という概念でも似ている。したがって、被告商標は原告商標と要部または全部が同一であると認められ、商標法第6条第1項(a)(bの間違いか?)に相当するから原告の主張は容認すべきである。

(4) 最高裁判所の判断

- ・被上告人が上告人に商標ライセンスを与えたとき、登録された商標は Cap Kaki Tiga のロゴマークであり、そこにはサイの図形は含まれていなかった。
- ・1991年に上告人がサイの図形を商標登録した際、商標審査を経て登録に至ったのであり、上告人はこの商標の権利者である。
- ・また上告人はシンガポール、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、ラオス、ニュージーランド、フィリピン、UEA、サウジアラビア、南アフリカ等 10 カ国以上で商標登録している。
- ・もし上告人が善意でないならば、1991年以降なぜ被上告人は不服を申し立てなかったのか。
- ・上告人はインドネシア国籍であって、Badak というサイを意味するインドネシア語を使用しており、被上告人商標の Cap Kaki Tiga とは要部において同一であるとは認められない。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インドネシア編

[著者]

ハキンダ・インターナショナル

山本芳栄

[発行]

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

シンガポール事務所 知的財産部

Hong Leong Building, #38-04 to 05, 16 Raffles Quay, SINGAPORE 048581

TEL: 65-6221-8174

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するもの